

件名	愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	老人福祉法（昭和38年法律第133号） 第17条第1項
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）〔いわゆる第1次一括法〕により老人福祉法が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置する職員及びその員数、居室の床面積等（従うべき基準） その他の事項（参酌すべき基準） <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」については省令と同じ基準を定めるとともに、「参酌すべき基準」については、必要に応じて独自基準を設ける（「標準」は該当無し）。 <p>独自基準について</p> <p>「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <p>非常災害対策の拡充</p> <p>ア．災害の種別に応じた個別計画</p> <p>非常災害に関する具体的な計画については、特別養護老人ホームの立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特殊性を考慮したものである旨の規定を設ける。</p> <p>イ．計画の掲示</p> <p>非常災害対策の具体的な計画については、施設内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。</p> <p>ウ．備蓄の確保</p> <p>災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。</p> <p>居室定員の緩和</p> <p>居室定員は1人とするが、入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる旨の規定とする。</p>	
施行日	平成25年4月1日
【その他参考事項】	